

（日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む事業者）

株式会社西日本新聞社（特定事業者）



日刊新聞の販促業務を本件販促事業者<sup>(注1)</sup>に委託し、委託料を税込みで定める。

記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を本件原稿作成事業者<sup>(注2)</sup>に委託し、委託料を税込みで定める。



**※違反行為※**

本件販促事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず販促業務の委託料を支払った。

本件原稿作成事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせず原稿作成業務の委託料を支払った。

本件販促事業者  
本件原稿作成事業者  
（特定供給事業者 約150名）

（注1）新聞販売店によって構成された任意団体又はこれを法人化したものに委託している。

（注2）個人事業者が中心だが、資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者も含まれる。



**※勧告の内容※**

- 販促業務及び原稿作成業務の委託料について、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件販促事業者及び本件原稿作成事業者に支払うこと
- 消費税率引上げ対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

消費税率引上げ対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。

消費税率引上げ対策特別措置法  
ルカちゃん

